





定休日:月曜日

http://p-naoki.jp/





呑川緑道とかるがも

特集 深沢中央商店街

目次

新任署長着任挨拶·異動表 ————————————————————————————————————	平成 27 年度行事予定表・広告募集 ——— 9
納税キャンペーン3	間沿岸で加力
第 62 回定期総会・27・28 年度役員名簿 —— 4	深沢中央商店街
平成 27 年度事業実施計画 ——— 5	ご近所ですこんにちは 20 — 11
平成 26 年度表彰等受賞者披露・	創作和食 田 DEN
マイナンバー研修会 ―――― 6	マイナンバー特集12~13
意見交換会 ————————————————————————————————————	税務署からのお知らせ14~15
各部よりお知らせ8	区役所からのお知らせ16
総務部 財務部 研修部 渉外部	都税事務所からのお知らせ17
青年部・女性部 広報部	協賛企業広告 ————————————————————————————————————

署長着任のごあいさつ

この度の人事異動により、東京国税局総務部事務 管理第二課から転任してまいりました若林でございま す。前任の髙藤同様、よろしくお願いいたします。

秋山会長をはじめ玉川納税貯蓄組合連合会の皆様 には、平素から税務行政に対しまして深いご理解と 多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

簡単な自己紹介をさせていただきますと、出身は 東京都北区、現在も同地に住んでおります。昭和 57 年 に東京国税局に採用され、税務署・国税局におい て法人税事務に、その後、国税局・国税庁において、 e-Tax 等の納税者や国税職員が使用するシステム 要となります。また、国税庁は法人番号の付番機関に の開発・運用に従事してまいりました。

さて、貴連合会では、「電子申告利用・消費税完 納推進宣言式典」の実施によるe-Tax 利用の推進並 びに納税貯蓄の励行と消費税の期限内完納・振替納 税の推進を図っておられるほか、「中学生の税につい ての作文」募集活動などを通じて租税教育の推進に、 更には、「税を考える週間」に地域の商店街においていたします。 街頭キャンペーンによる広報を実施されるなど、 多岐にわたるご尽力、熱意ある会活動に深く感謝 ご発展と会員の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を心 申し上げます。



玉川税務署長 若林 均

ところで、社会保障・税番号制度いわゆるマイナン バー制度については、この 10 月から個人・法人番号 の通知が開始されます。事業者の皆様方におかれまし ては、給与所得の源泉徴収票の作成、社会保険料の 支払・事務手続きなどに、個人番号の取り扱いが必 なっており、インターネット上に、法人番号・名称・ 所在地の3情報を公開し、「法人番号で、わかる。つ ながる。ひろがる。」をキャッチフレーズとして、利活 用の働きかけに取り組んでいるところでございます。今 後、マイナンバー制度の円滑な導入に向けた広報活 動に関しましても、皆様方のお力添えをよろしくお願い

結びにあたり、玉川納税貯蓄組合連合会の益々の からご祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせて いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ŀ	-	稅務署	(7月	10日付)	

役 職	旧 (氏名・転出先)	新 (氏名・旧所属)
署長	髙藤 一夫(東京国税局 課税一部 企画調整官)	若林 均 (東京国税局 総務部 事務管理第二課長)
副署長(法人・管理運営・徴収)	東山 俊雄(留任)	東山 俊雄(留任)
副署長(総務・個人・資産)	北川 健司(名古屋国税局 課税一部 資産評価官)	嶋田 栄一 (横浜中税務署 総務課長)
総務課長	内田 豊子(目黒税務署 副署長)	長谷川 潤(大森税務署 法人課税第一統括官)
管理運営第 1 統括官	柴田 照恵(東京国税局 税務相談室 相談官)	山口 敏彦(緑税務署 管理運営第一統括官)
管理運営連絡調整官	富岡 順子(留任)	富岡 順子 (留任)
管理運営第1部門上席国税徴収官	山口 泰宏	阿部 純子(国税庁 長官官房 参事官付)

東京都世田谷都税事務所(4月1日付)

役職	旧 (氏名・転出先)	新 (氏名・旧所属)
所長	喜名 恵子(町田都税支所長)	渡辺 正英 (主税局徴収部計画課長)
副所長兼総務課長	野村 康造 (留任)	野村 康造 (留任)
相談広報担当係長	立原 由美子(留任)	立原 由美子(留任)

世田谷区役所(4月1日付)

役職	旧 (氏名・転出先)	新 (氏名・旧所属)
財務部長	寺林 敏彦 (砧総合支所長)	本橋 安行 (玉川総合支所 副支所長)
納税課長	竹花 潔 (障害福祉担当部障害者地域生活課長)	小渕 由紀夫 (教育政策部教育相談・特別支援教育課長)
納税課 管理係長	添田 茂 (産業政策部商業課調整係長)	荒井 茂(保健福祉部保険料収納課収納係長)

納税キャンペーン

5月14日(木)二子玉川駅改札前



5月14日(木) 二子玉川駅改札前

今年も春の納税キャンペーンを二子玉川駅 るグッズとなり、可愛いハンドタオルではな 改札前にて実施しました。当日の東京の最高 くなったことも一因だとは思いますが、それ 気温は28.6度(昨年より暑いです)、開始時間 は午後1時半で、ひときわ暑い時間帯でした。 その暑さの中を、玉川納税貯蓄組合連合会の見えない・・・。それでも予定時間内に配り 皆様には大勢ご参加いただきました。本当に ありがとうございました。三年連続天気に恵 まれておりますのは、皆様の日頃の行いのお 陰でございます。来年もよろしくお願いいた します!

さて、今年も用意したグッズは1200セット です。いつもなら経験豊富な皆様方の手腕で、 楽々捌けるところですが、今回は少々苦戦し ました。原因は、私が用意した配布用の袋です。 持ち手つきの袋に変更したのですが、袋の色が 思いのほか濃く、中身が見えません。今年から 東京納税貯蓄組合総連合会から一括配布され

でもキッチンペーパーやウェットティッシュ など、便利なグッズが沢山入っているのに、 終えることができたのは、ひとえに皆様が熱 心かつ手際よく配布してくださったからで す。感謝いたします。

当キャンペーンは、納期内納税(自動車税 や住民税など)、口座振替やペイジーのご案 内など、税に関する情報を広く都民に直接P Rできる貴重な機会です。しかし、都区職員 だけではとても実施することができません。 何卒今後とも皆様のご協力をお願い申し上げ ます。

世田谷都税事務所 相談広報 立原由美子

玉川納連 第62回定期総会

平成 27 年 5 月 26 日午後 6 時より、玉川区民会館 4 階会議室に於いて第 62 回定期総会が行われました。

☑ 第1部 <総会>

篠原副会長司会のもと、議長席には秋山会長が 就き、議事は滞りなく進行しました。署名人の選任、 第1号議案から第4号議案(平成26年度事業報 告・収支決算承認の件)及び第5号議案(任期満 了に伴う役員任期選任の件)の全てが承認されまし た。議事終了後は平成 26 年度表彰者披露が行 われました。

だより」第116号でお伝えしましたので、6ページ でその他受賞者をご紹介いたします。

☑ 第2部 <懇親会>

渡邉副会長の司会で懇談会が開かれました。総会 にて選任された新役員の方々が紹介され、秋山会長 が代表してご挨拶されました。粛々と進められた第1 部から一転、ご来賓のご挨拶、玉川税務署副署長 東山様の乾杯でスタートいたしました。

和やかで明るい、笑い声の絶えないものとなりました。 集合写真の撮影でも大いに盛り上がり笑顔の散会にな 昨年11月の納税表彰式での受彰者は、「玉川 りました。役員、幹事の方々、ご尽力いただき本当に ありがとうございました。今年度も引き続きどうぞ よろしくお願いいたします。

広報部担当副会長 廣部雅子







写真:小川祐一郎 撮影

₩ 平成 27年・28年 役員ご紹介

皆様、どうぞよろしくお願いします。

۸ 🛱		41. I				
会 長		秋田	としこ			
副会長	(総務部)	和田	康弘			
副会長	(財務部)	安藤	武彦			
副会長	(研修部)	関口	安夫			
副会長	(広報部)	廣部	雅子			
副会長	(渉外部)	木村	高章			
副会長	(青年部)	篠原	真一			
副会長	(女性部)	渡邉	あつ美			
監 事		市川	具徳	大塚	澄子	
名誉会長		岡部	貫一			
顧問		菅田	輝代志			

事業実施計画 平成27年度

平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日

基本方針

我が国の経済もアベノミクスの効果で景気回復の兆しが感じられているもののその効果は小規模事業者にはいま だ届いていないのが現状である。

この様な状況の中、納税貯蓄組合連合会を取り巻く環境は厳しく財源の枯渇、高齢化による組織の弱体化が ここ数年来叫ばれており、存亡の危機にある会があるやにも聞く。今年は玉川納税貯蓄組合連合会が城南地区 協議会幹事となっているので、各署連の前回のアンケートを元に検討し協議出来る事を願い、東総連に大いに期 待する至大である。

玉川納税貯蓄組合連合会は平成18年に会費制を導入して本年で10年を迎えた。紆余曲折はあったが会員・ 役員一丸となり、一歩一歩ではあるが進んでいる。これを節目として、各部会の充実、振替納税制度及び e-Tax・eLTAX の普及拡大、マイナンバー制度の促進 PR、消費税完納推進運動、単位組合の増強などの諸事 業に、地域住民との交流を更に強め、今まで培ってきた知識を基にして、会員はもとより署を始め関係税務機関、 地域関係団体の協力のもと、前向きに取り組んでいく。

- ① 城南地区協議会の開催
- ② 滞納未納防止の為の期限内納税、振替納税の促進キャンペーン
- ③ 電子申告 e-Tax、eLTAX の利用促進と普及活動の実施
- 4 マイナンバー制度促進 PR
- 5 中学生に対する租税教育の推進
- 税を考える週間の各商店街への啓蒙活動
- ⑦ 電子申告利用・消費税完納推進宣言式典の実施
- 8 青年部、女性部基盤の強化
- ⑨ 税務機関団体、地域団体との連携強調
- 10 研修会、講演会の実施
- ① 会報発行による情報提供の拡大推進
- (12) 財源確保の為の事業の実施



尾山台フェスティバル



バス研修



マイナンバー研修会

平成26年度 表彰等受賞者披露

皆様、おめでとうございます

世田谷都税事務所長感謝状受賞者

東総連会長表彰状受賞者

消費税時完納推進宣言実施商店街



関口 安夫村上 妙 副会長 常任理事 廣部雅子 副会長 (秋山会長を囲んで)



用賀商店街振興組合 理事長 小林 弘忠様

マイナンバー研修会開催

平成27年7月2日 玉川税務署3F会議室にて

平成28年1月から『マイナンバー制度』の利用が開始 されます。最近になって、テレビ CM などでも聞かれるよう になった『マイナンバー』ですが、まだまだ周知されてはい ないようです。そこで、納税貯蓄組合連合会では、柴田統 括官を講師に迎え、『マイナンバー研修会』を行いました。 関口副会長の司会のもと、東山副署長のご挨拶から研修会 はスタートしました。

『マイナンバー (個人番号)』は、国民一人ひとりが持 つ 12 桁の番号で、平成 27 年 10 月から「通知カード」 が送られてきます。『マイナンバー』を利用することで、社



会保障・税・災害対策の行政手続きの無駄が削減されたり、簡素化が図られるだけでなく、正確な情報に基 づいて、公平・公正な社会が実現されるそうです。『マイナンバー』は生涯を通じて利用する自分だけの番号、 大切な個人情報です。 事業者は行政手続きなどのため、従業員などの『マイナンバー』を取り扱いますが、 情報流出をさけるため、鍵がかかる棚や引き出しに大切に保管し、担当者以外の目に触れないようにしなくては ならないそうです。 研修会の参加者は事業者が多かったので、皆さん真剣に聞いていらっしゃいました。 最後には、当初予定になかった質疑応答コーナーができるほど盛況でした。

『マイナンバー制度』について、詳しくは12、13ページをご覧ください。

広報部 日吉清美

意見交換会

玉川税務署新任幹部と、 玉川税務懇話会との意見交換会

平成 27 年 7 月 23 日 玉川税務署3F会議室にて

恒例の、税務署の定期異動にともない、玉川税務 署新任幹部と玉川税務懇話会6団体との顔合わせ、 及び懇談会が行われました。玉川税務署長 若林 均様 のご挨拶に続き、新任幹部のご紹介、各団体メンバー の個人紹介と続きました。一年どうぞよろしく お願いいたします。

また、ご準備・運営にご尽力くださいました皆様に 心よりお礼申し上げます。

広報部担当副会長 廣部雅子

*玉川税務懇話会6団体とは。

社団法人 玉川青色申告会 玉川間税会 玉川納税貯蓄組合連合会 公益社団法人 玉川法人会 東京小売酒販組合 玉川支部

東京税理士会 玉川支部

(五十音順)

玉川税務署新任幹部と、 玉川納税貯蓄組合連合会との意見交換会

平成 27 年 7 月 27 日 玉川町会会館にて







新任の玉川税務署長 若林 均様はじめ、東山副署長、山 口管理運営第1統括官、阿部管理運営第1部門上席国税徴 収官の皆様にご臨席を賜りました。

まず、若林署長様より、ご経歴と今後の抱負、e-Tax やマ

イナンバーの取組みなどについてお話されました。笑顔で玉川とのご縁などもお聞かせいただき、親しみやすく活気 のある雰囲気のなか、意見交換会が進みました。

活気ある玉川納税貯蓄組合連合会を更に発展させるために、これからも頑張らなくてはと、決意を新たにいたしました。 玉川納税貯蓄組合連合会各役員紹介のあと、新規組合員の自己紹介と乾杯に続き、懇談会となりました。役員か らのご好意による豪華な景品が全員に当たるお楽しみ抽選会では、盛り上がりも最高潮!大変なごやかで楽しい会と なりました。

ご多忙のなか、ご臨席、賜りました署幹部の皆様、および組合員の皆様、企画運営を担当されました役員の皆様、 心より感謝申し上げます。 広報部担当副会長 廣部雅子

総務部より

日頃より玉川納税貯蓄組合連合会の運営にご協力いただきありがとうごいます。

今年は、役員改選もあり秋山会長のもと新体制でスタートしました。先月、玉川税務署新任幹部との 「意見交換会」も滞りなく終わりました。

今後の行事予定は、9月14日「世田谷三署納連情報交換会」、10月17日・18日「尾山台フェスティバル」、 そして 10月27日には、玉川納税貯蓄組合連合会が幹事である「城南地区協議会」の開催。11月13日「税を 考える週間」と、たくさんの行事がございます。引き続き会員・役員の皆様にはご協力の程よろしくお願いいたします。 総務部担当副会長 和田康弘

財務部より

玉川納税貯蓄組合連合会会員の皆様におかれましては、毎々活動等にご参加並びにご協力を賜りまして 有難うございます。ここ数年、新しい納税貯蓄組合様のご加入が増え、活動も活発に行える状態になっております。 さらなる会の飛躍と活動の充実をめざし、ご加入の勧誘並びに普及をお願いする次第でございます。

玉川納税貯蓄組合連合会は、税務行政の協力団体ですので、加入組合数に応じ行政(都・区)からの補助 金が支給されます。補助金が増えることにより、活動範囲も広がり認知度も高まり、さらに飛躍できる団体になります。 納税者でありながら税金について知らない皆様も、まずは知ることから、そしてご興味をお持ちいただければと考 えております。一団体 (3名以上の会員が必要) の年会費は、5,000円からとなっておりますので、是非、皆様の お知り合いの方々にお声掛けをお願い申し上げます。

納税貯蓄組合の発足につきましては、3名以上の賛同者で可能です。詳細につきましては、財務部会まで ご連絡頂ければと存じます。 財務部担当副会長 安藤武彦



納連と国税庁の共催事業である中学生の「税についての作文」は、租税教育推進の一環として 2017 年で 半世紀の時代を歩んだことになります。皆様にはご理解、ご協力いただき有難うございます。

今年も6月23・24日の2日間に亘り、玉川税務署様より2名、玉川間税会様(「税の標語」応募) より2名、東京税理士会玉川支部様(租税教室開催)より2名、そして当納連(「税についての作文」 応募)より3名の9名で近隣中学17校にお願いに伺いました。創造の翼を広げた感性豊かな中学生 の作品を大いに期待いたします。因みに、昨年の応募数は1,198通でした。

研修部担当副会長 関口安夫



「電子申告利用・消費税完納推進」宣言式典及びキャンペーンを、平成28年2月5日に、桜新町商店街 で開催の予定です。地域の皆様、お世話になります。

涉外部担当副会長 木村高章



青年部は納税についての理解を地域に広めていく為、親会の活動に少しでも役立つ事を主としております。 ①納税など各種研修、懇親会の実施

「マイナンバー制度」「相続税改正」など都度テーマ

②女性部と共催する親睦バス研修

など、青年部内でのコミュニケーションづくりをはかります。

青年部担当副会長 篠原真一 女性部担当副会長 渡邉あつ美



全編カラー印刷の広報誌は、全国的にも極めて少ないようですが、玉川だよりはすっかりカラー版が定着し、 講読数も上がって参りました。また、各商店街様のご協力をいただき、地域を結ぶ広報誌としての役割を担う 責任を感じております。

ますます充実をはかって参りたく部員一同頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

広報部担当副会長 廣部雅子

玉川納税貯蓄組合連合会2015年度 行事予定表

			平原	成 27 年 9 月 1 日~平成 28 年 3 月 31 日
月	日	曜日	事業名	実施場所
9月	2	水	理事会	玉川税務署
	3	木	東総連 リーダー研修会	上野精養軒
	7	月	中学生の「税についての作文」回収	各中学校
	11	金	広報部会	㈱エイケン
	14	月	世田谷三署納連情報交換会	用賀倶楽部
	16	水	日帰りバス研修会(青年部・女性部)	税務大学校 川越散策
	25	金	中学生の「税についての作文」審査会	玉川税務署
	29	火	理事会	玉川税務署
10月	上旬		東総連 作文審査会	上野精養軒
	8	木	正副会長会	玉川税務署
			青年部研修懇親会 (予定)	
	14	水	理事会	玉川税務署 13:00 ~
	17		尾山台フェスティバル	尾山台ハッピーロード
	17	土	尾山台フェスティバル 翌日分仕込み作業	ベーカリーミミ
	18	В	尾山台フェスティバル	尾山台ハッピーロード
	10		尾山台フェスティバル 後片付け	ベーカリーミミ
	27	火	10 署連 城南地区協議会	自由が丘野村證券ビル
11月	中旬		税を考える週間キャンペーン準備(花束作成作業)	
	13	金	税を考える週間 街頭キャンペーン	二子玉川商店街
			青年部研修懇親会【予定】	
	18	水	納税表彰式	原宿東郷記念館
	20	金	東総連 青年部・女性部バス研修会	
	26	木	正副会長会	玉川税務署
12月	2	水	広報部会	玉川税務署
	上旬		東総連 第3回正副長・常任理事会	上野精養軒
	8	火	理事会	玉川税務署
	中旬		中学生の「税についての作文」表彰	各中学校
1月	7	水	東総連 年始挨拶 東総連 第3回正副長会	東京都主税局 新宿
	12	火	東総連 平成 28 年度新年賀詞交換会	上野精養軒
	中旬		東総連 第3回正副長会 新春セミナー 新春賀詞交歓会	玉川区民会館
2月	5	金	新春セミナー 新春貞詞交歓云 電子申告利用・消費税完納推進宣言式典	松新町商店街
273	3	377	東総連 地区連合会長・経理担当者合同会議	지의미미미지
	上旬		東総連 研修会	上野精養軒
	12	金	広報部会	㈱エイケン
3月			女性部 会議	藍屋 上野毛店
	下旬		東総連 第 4 回正副長会・常任理事会 東総連 平成 27 年度納貯功労者表彰式	上野精養軒
	-			



玉川納税貯蓄組合連合会の会報誌

「玉川だより」に掲載の広告を募集いたします。

裏表紙 20,000 円 1/2 面 10,000 円 全面 18,000 円 1/4 面 5,000 円

発行:年2回発行(9月・2月)

発行部数:5000部 広告料はすべて税別です。

玉川納税貯蓄組合連合会広報部 FAX 03(3700)6001

商店街ご紹介

深沢中央商店街振興組合』

高級住宅街として名が知れる深沢、吞川には桜のトンネル、閑静な住宅街や呑川緑道といった緑豊かな落ち着いた雰囲気の町並みです。

「呑川親水公園」は、平成6年全国親水公園のコンテストで「10親水公園」に選ばれ、記念プレートの寄贈をいただきました。(写真参照)

両岸に桜が配された遊歩道と、7つの橋、さらにカルガモの棲む水辺として近隣住民に親しまれ、世田谷百景のひとつに数えられています。桜の季節になるとこの周辺は散策者が多く訪れます。

深沢は名前のとおり深い沢、吞川が台地を削った深い沢地を中心とした地域です。鎌倉時代に源実朝の家臣土岐左衛門がこの地を与えられ、当地域が呑川上流の深く入り組んだ奥深い沢であるからこの名を付けたと言われています。(諸説あり)

このきれいに整備された様子からあまり深い沢といったイメージが湧きませんが、かつては水量が豊富で、川幅は Im 程、深いところでは水深が80cmもあったそうです。「呑川」の名前の由来は、たび重なる氾濫で回りの村々を「呑みこんだ川」と言われるところからきているそうです。

現在の駒沢公園の位置にはゴルフ場ができるなど雑木林ばかりだった村がどんどんと開けていきました。大正初期、官吏や実業化に向けて分譲された日本最古の宅地開発地です。近年は閑静な土地に大型マンション等も建ち、現在でも高級住宅地という土地柄です。

深沢中央商店街振興組合は、現在 67 店舗加盟 されています。駒沢通りと駒沢公園通りの交差点を 中心に東西南北に広がる商店街です。深沢の発展に は神社・寺・不動尊の存在が大きく寄与しました。



特に駒沢公園競技場での東京オリンピック開催 で格段に道路等の環境が整ったことは、名実共に 深沢中央商店街振興組合としての今日を築いたと いえるでしょう。

また旧町域を含めると、都立園芸高校、東京都市大学等々力中・高等学校、国立学芸大学附属小・中学校、東深沢中学校、東深沢小学校、等々力小学校、麻生学園深沢幼稚園、区立三島幼稚園と学校、幼稚園が多く、実は学園都市の先駆け的な存在です。大学のキャンパス街でもあり、他にはない要素を持つ商店街となっており、学生たちが賑わう商店街です。

毎年恒例の深沢不動尊内で行われる納涼盆踊り大会(平成27年8月1日開催)は、毎年地域の皆さんが楽しみにしている交流の場にと・・・ゲームや模擬店など多種企画をして盛り上がり、懐かしさもある盆踊り大会です。中でも日体大寮生伝統「エッサッサ」の演技も披露され、提灯の明かりの下でのエッサッサも見所の一つです。

散策しているとあま~い香りが漂う洋菓子屋、パン屋、会席料理屋、洋食屋等々・・・どこも入ってみたくなるお店ばかりです。まだまだ残暑は厳しいですが、緑豊かな美しい吞川散策後に、深沢まで足をのばしてみませんか♪

広報部長 村上 妙

ご近所ですこんにちは



8 DEN



創作和食 田は、深沢 医王寺の境内にお店を構える大人の隠れ家。駒沢通りから一歩入ると、そこには清らかな時間が流れています。経堂で、25 年間日本料理店を営んでいた飯田茂夫さんが深沢に創作和食 田をオープンさせたのは、2008 年。医王寺の住職の誘いでこの地に越してきました。

窓の外には、季節の彩り。美しい庭を眺めながら、季節感を大切にした創作和食料理を堪能できます。料理に利用するのは、四季折々の旬な食材。産地直送の魚介や野菜などをシンプルに調理し、素材の魅力を最大限に引き出しています。また、春にはふきのとうやわらび、梅に山桃など、庭で育てた季節の味覚も登場。その時に一番美味しい食材を利用するため、季節ごとはもちろん、日によっても違った料理が仕上がります。







人気は、季節の野菜や旬の食材が中心のおまかせ会席 (5,000 円~)。ランチタイムには、手打ち蕎麦 (750 円~ 1,500 円) やお得な蕎麦コース (2,800 円) も楽しめます。また、法事や結婚披露宴、2 次会など 20 名様から貸し切りも可能。ご希望に応じた御慶事会席 (10,000 円) やお祝い料理のラインナップも豊富に揃います。

季節の彩りは、窓の外だけではなく店内にも。季節に合わせた店内の装飾は、飯田さんの奥様が担当しています。料理人の確かな腕が生み出す極上のお料理と季節を大切にしたあたたかいおもてなしがうれしいお店。ファミリーや職場のメンバーと訪れる方、また学生さんなど幅広いお客様に愛されています。

日本の四季を五感で楽しめる深沢の隠れ家に、大切な方と一緒に訪れてみませんか?

広報部 上田恭子

ご近所メモ

創作和食 田 DEN

所 在 地 東京都世田谷区深沢 6-14-2 (医王寺薬師堂 IF)

電 話 03-5760-3009

営業時間 《ランチ》11:30~14:30 (ラストオーダー14:00) 《ディナー》18:00~22:00 (ラストオーダー21:00)

定休日 水曜日、第3木曜日、不定休有

駐車場 有

U R L http://www.meshiden.com/





<月に一回、ジャズディナーを開催。> ジャズの音色を聴きながらお食事をお楽しみ いただけます。ヴォーカルは、第27回ミュー ジック・ペンクラブ音楽賞ブライテスト・ホー ブ賞受賞の実力派!「飯田さつき」さん スケジュールはブログでご確認ください。 http://ameblo.jp/meshidokoroden/

10 http://www.tamagawanouren.org/

玉川税務署からのお知らせ

社会保障・税番号制度 **【マイナンバー**】はじまります。



社会保障・税番号制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現する ことを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されます。
- 平成 27 年 10 月から、個人番号・法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載 することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

個人番号について

- 個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。 また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。
- 個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。
- 個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務に限定されています。

法人番号について

- 法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等(※)に1法人1つ指定され、国税庁から 通知されます。なお、法人の支店や事務所には指定されません。
- (※)設立登記法人(株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、 公益財団法人、宗教法人、特定非営利活動法人等)のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や 団体などに指定されます。(詳細は国税庁ホームページをご覧ください。)
- 法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、 登記上の本店所在地に通知書をお届けします。
- 法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

国税分野におけるポイント

ポイント1

税務関係書類に番号を記載していただく必要があります!

番号の記載が必要となる時期(例)

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成 28 年分以降の 申告書から	(平成 28 年分の場合) 平成 29年2月 16 日から 3月 15日まで
法人税	平成 28 年 1 月 1 日以降に 開始する事業年度に係る 申告書から	(平成 28 年 12 月末決算の場合) 平成 29 年2月 28 日まで
法定調書(注)	平成 28 年 1 月 1 日以降の 金銭等の支払等に係る法定 証書から	(例) 平成 28 年分給与所得の源泉徴収票、 平成 28 年分特定□座年間取引報告書 ⇒平成 29 年 1 月 31 日まで
申請書・届出書	平成 28 年 1月 1日以降に 提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

(注) 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

ポイント2

申告書等を提出する際に、本人確認が必要になります!

- 税務署等に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを 申告書等に添付していただく必要があります。
- <本人確認を行うときに使用する書類の例>
- ① 個人番号カード(番号確認と身元確認)
- ② 通知カード (番号確認)+運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)
- ・通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
- ・個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けることができるカードです。個人番号カードには、 本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

マイナンバー

·マイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル) **0570-20-0178**

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。 平日9時30分~17時30分(土日祝日·年末年始を除く)

国税に関する社会保障・税番号制度の最新情報

・国税庁ホームページのトップページにある

http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm





スマートフォン _{等から}

納税証明書の交付請求等の

各種手続きを 行うことができます。

e-Tax ソフト(SP版)でできること

- ①e-Tax ホームページ (スマートフォン等専用)の閲覧
- ②利用者情報の登録・確認・変更
- ③納税 (納付情報登録依頼、ダイレクト納付、インターネットバンキングへのリンク)
- 4メッセージボックスの確認
- ⑤還付金処理状況の確認
- ⑥納税証明書(署名省略分)の交付請求

e-Tax の利用可能時間

月曜日~金曜日 8時30分~24時

(祝日等及び12月29日~1月3日を除きます。)



※利用可能時間は、メンテナンス 作業等により変更する場合や、 時期により延長する場合があり ますので、ご利用前に e-Tax ホームページでご確認ください。

e-Tax ヘルプデスク

月曜日~金曜日 9時~17時

(祝日等及び12月29日~1月3日を除きます。)

イーコクゼイ

0570-01-590

(全国一律市内通話料金)

e-Taxの利用開始のための手続き、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作等に関するお問い合わせに、電話で対応する専門窓口(税務相談等を除く。)です。

詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

http://www.e-tax.nta.go.jp

イータックス



納税証明書の請求は





オンライン請求がとっても便利です!!

オンライン請求の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e - Tax ホームページの e - Tax ソフト(WEB 版)を ご利用ください。

代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。

(代理人による受取には委任状が必要となります。)

自宅等のパソコンで 納税証明書請求データを作成

e-Tax ホームページの e-Tax ソフトから作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」の[新規作成] から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択してください

(注) e-Tax を初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

2 オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック してください。

(注)請求データの送信に電子署名及び電子証明書の 添付が不要です。

メリット①

手数料が安価です。

1 税目 1 年度 1 枚 370 円 (通常 400 円)

3 税務署窓口で本人確認

税務署窓口で本人(代理人)であることが確認できる 運転免許証などの本人確認書類をご提示ください。 (代理人は加えて委任状をご提出ください。) なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で

なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で 足りるものと2枚の提示が必要なものに分かれます。 詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

4 納税証明書の受取

手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

メリット2

窓口での待ち時間が短縮できます。



14 http://www.tamagawanouren.org/ 15

区役所からのお知らせ

区税だより

区民の皆様から納めていただいている特別区民税(住民税)は世田谷区の財源の約半分を占めており、 その貴重な税金は、区のさまざまな施策に有効に活用されています。

また、法律により、都民税も合わせて、世田谷区が賦課・徴収することが定められています。

◎ 特別区民税・都民税の納期限

10 月以降の特別区民税・都民税(普通徴収)の 納期限は、

◇第3期分 平成27年11月2日

◇第4期分 平成28年 2月1日 です。

コンビニエンスストア※で納めてください。

納期限内に区役所納税課、烏山総合支所区民・ 戸籍係、出張所 (太子堂・経堂・北沢・等々力・用賀〈二 子玉川分室含む〉・成城・烏山〈祝日を除〈月~金曜〉)、 金融機関、ゆうちょ銀行、納付書裏面に記載の

また、「モバイルレジサービス」を利用して、携帯 電話でも納付できます。

詳しいご利用方法は、モバイルレジホームページ (https://bc-pay.jp/mobile/A/wa01.html) をご覧ください。

※コンビニエンスストア及びモバイルレジで納付できるのは、1枚あたりの納付金額が30万円以下でバーコード印刷のある納付書(納期限内のもの)に限ります。

口座振替の方は、それぞれの納期限にご指定の口座 から振り替えます。預(貯)金残高をお確かめください。

◎ 便利な口座振替のご利用を

特別区民税・都民税はご指定の預(貯)金口座 から自動引き落としができます。

◇振替方法

- ① 期ごと振替(年4回)
- ② 一年分まとめて振替

(全期分を第1期の納期限に前納)

◇申し込み方法

①区内金融機関(窓口)へ直接申込

通帳と届出印及び納税通知書をご持参のうえ、 世田谷区内の銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ 銀行などの金融機関窓口に用意してある「口座 振替依頼書(複写用紙)」にてお手続きください。

②区が金融機関の代行

納税課窓口・各出張所に置いてある「口座振替 依頼書(はがき)」に必要事項をご記入・押印の うえポストに投函すれば、区が代行手続きをします。

③口座振替受付サービス

(世田谷区役所第1庁舎1階納税課窓口のみ)

キャッシュカードだけで口座振替の申込ができます。 ただしご本人確認のため、免許証やパスポート等 の提示が必要になります。

利用可能な金融機関についてはお問い合わせください。

《問い合わせ先》

世田谷区役所納税課収納・税証明係 電話:03-5432-2197

◎ 特別区民税・都民税の納付相談

災害・病気・事業不振などの原因により 納付が困難となった方は、ご相談ください。

《問い合わせ先》

世田谷区役所納税課納税相談係 電話:03-5432-2208

世田谷都税事務所からのお知らせ

渋谷都税事務所が移転します

世田谷区内の法人事業税・都民税、地方法人特別税、個人事業税を担当する渋谷都税事務所が、平成27年9月24日、恵比寿に移転します。

なお、固定資産税、自動車税等を担当する世田谷都税事務所は 引き続き、仮庁舎(玉川 1-20-21)で業務を行っております。

仮庁舎(移転先)渋谷区恵比寿4-20-3

恵比寿ガーデンプレイスタワー7階

※仮庁舎は渋谷区役所と同じ建物ではありません。



都税の納税証明書は、すべての都税事務所で申請できます

納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。

ただし、申告・納付後1~2週間以内に納税証明書を申請する場合は、

①領収証書の原本 (領収印のあるもの)

②申告書の控え (受付印のあるもの)

(*②は申告税目のみ)の両方を、お近くの都税事務所等の窓口までお持ちください。

災害等により甚大な被害を受けた方へ減免制度があります

災害等により甚大な被害を受けた方には、被災の程度等によって税金を減免(軽減または免除)する制度があります(納税を猶予する制度もあります)。対象は、固定資産税・都市計画税(23区内)、不動産取得税、個人事業税などです*。被災の事実を証明する書類を添えて、都税事務所へ申請してください。

*固定資産税・都市計画税、個人事業税は、一度課税された税金のうち、まだ納期限が到来していない税金に限られます。

都内全62区市町村は、平成29年度より個人住民税の特別徴収を徹底します。 皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。



東京都・都内全62区市町村



お問い合わせ先 世田谷都税事務所 ☎03-3708-7020

16 http://www.tamagawanouren.org/

http://www.tamagawanouren.org/ 17



みんなのために、ひとりのために

この街と生きていく



用賀支店 TEL:(03)3700-7126(代) 〒158-0097 世田谷区用賀2-39-17

TEL:(03)3701-1141(代) 〒158-0082 世田谷区等々力2-32-11

TEL:(03)3708-1281(代) 〒158-0094 世田谷区玉川3-19-1

あなたの街のパートナー

兴 英 立 信 用 組

用賀支店

世田谷区用賀3-14-3

☎ 3700-1777

―すべての人が夢と勇気と笑顔で溢れる社会をつくりたい―

私たちは、地域の方々を守り、 地域の発展に奉仕する 「社会貢献企業」 をめざしています!



一地域を、企業を応援し新たなサービスを提供し続けます-

■管内の店舗

TEL03-3720-415160 奥沢支店 〒158-0083 世田谷区奥沢3-30-14 玉川支店 〒158-0082 世田谷区等々力3-8-1 TEL03-3701-2156€ 瀬田支店 〒158-0095 世田谷区瀬田3-3-5 TEL03-3700-718160 深沢支店 〒154-0012 世田谷区駒沢5-15-12 TEL03-3705-551160 用賀支店 〒158-0097 世田谷区用賀3-27-4 TEL03-3707-561160 等々力支店 〒158-0082 世田谷区等々力2-7-2 TEL03-3702-385160 駒沢支店 〒154-0012 世田谷区駒沢3-27-1-101 TEL03-3412-8541代 桜新町出張所

信頼の絆を大切にする 🔞 城南信用金庫



「相田みつを販促用名入れミニカレンダー」 (2016年版) いかがですか。

200 部より注文賜ります



03-3705-6881(代)

東京アート紙行株式会社

皆様の撮影された写真を"表紙"にします。 風景や建物、行事、玉川にちなんだ歴史など なんでも結構です。

素敵な写真や記事をお寄せください。

*応募多数のときは。広報部で選ばせて いただきますことご了承ください。

「玉川だるり」は、 皆様の地域を結ぶ 広報誌を目指します。

お写真についての一言と、お名前、連絡先と ともに、下記へお送りください。

東京アート紙行株式会社 担当:関口 応募先 t-art@sb3.so-net.ne.jp お問い合わせ 03-3705-6881